

都市問題パンフレット

NO 14

東京市政調査會

東京市政調査會
理事

池

田

宏

自治制發布記念日設定論

附 自治政に關する同人の一人一策



目次

自治制發布記念日設定論.....	池田宏(一)
自治政に關する東京市政調査會研究室同人の一人一策.....	(三)
自治政上の責任内閣制.....	鬼頭忠一(三)
指導力の組織.....	弓家七郎(三)
三 確保を要する理事者の地位.....	吉山眞棹(元)
四 一般投票制へ.....	小倉庫次(三)
五 制度改廢上の用意.....	龜卦川浩(三)
六 擴充を要する地方自治費.....	岡野文之助(三)
七 市町村制上に於ける租税の觀念.....	小田忠夫(四)
八 物的技術の進歩.....	檜木徹(四)
九 市町村政内容の公開.....	猪間驥一(四)
一〇 徹底せよ自治の教育.....	平野眞三(五)

自治制發布記念日設定論

池田 宏

一、各政黨の自治に對する態度——二、自治政に對する期待——三、自治政の現在——四、自治に對する期待を保障する途
Bayes 卿等の所見——五、「自治制發布記念日」の提唱——六、記念日設定の價值——七、其の日の行事

一 各政黨の自治に對する態度

我國に於ける政黨の地方自治に對する態度を一瞥するに、「余等同志は地方自治をして隣保團結の實あらしめ、其社會上及經濟上の協同を完全ならしめむことを圖るべし」とは、政友會が其綱領中に掲ぐる所であり、「立法・行政及地方自治に浸潤せる時代錯誤の陋習を打破し以て新興の氣運に順應すべき改造の實現を期すべし」とは、民

政黨が其政綱中に掲ぐる所である。

兩政黨共に地方自治の現在に對し懺らざるものある事を語つてゐる。革新黨亦其の綱領中に「地方長官を公選し、自治權を擴張し、地方財政の充實を圖る」を掲げ、國民同志會も「地方官の位置を保障し、其政黨化を防止する事」を以て政策中の一要項として居る。

然るに自治に對して懺らざるは獨り所謂既成政黨のみではない。新興勢力の代表なりと稱せられてゐる所謂無產政黨の側に於ても、同じく其の不滿の意を表明してゐる。即ち社會民衆黨は「地方自治制を徹底的に確立せよ」といひ、全國大衆黨は「知事、市町村長の一般公選、其原案執行權の撤廢及地方議會の權限擴張」を其政策中の一項目とし、勞農黨亦「地方自治體の完全なる自主化」、一切の自治體公職の直接選舉」を其政策中の一項目としてゐる。由是觀之地方自治に對して、何等かの不滿あり、期待に副はざるものありとするは、先以て憂國の士の間に於ける一致の輿論と見る事が出来る。斯くの如くに、既に政黨が、地方自治の重要性を認めて、之に對し進んで何等かの政策を提げて輿論の輟趨を問ひ、其の政策の實現を圖らむとして互に其の存在を主張する事となつた以上、我國の議會が近時頗るに、會期毎に自治に關する何等かの問題を取扱ふの例と爲つてゐる事は極めて自然で、自治濟美の爲めに洵に喜ばしい現象と謂はねばならぬ。併かも近年の立法傾向を觀るに、大局よりいへば、一步は一步、制度上に於ける自治の完成へ進みつゝあるが如くに觀察せられるのは何よりである。時には黨略の犠牲に甘受せしめられてゐるかに沙汰せられる難產の法案もあり傳へられてゐるが、大勢は議會の度毎に、政府提出案又は議員提出案に對し、各政黨所屬の議員が審議妥協するに任かせて置けば、自然に孰れの日

にか、自治を制度の上に完成することが出来やうと樂觀するに傾いてゐる。私も左様に議會に期待して、政黨がもつて國民文化の進歩と國民經濟の發達に國政と共に自治政が大きな役割を演じてゐる事實を正視し、政黨自ら其の關與せる自治の內面的考察を遂げて其の成敗の跡を清算し、其の直指する所に從て其の政策をハッキリさせ、限なく其の濟はんとしてゐる自治の容體の檢診を遂げ、自治の病根を斷ちて其の本然の面目を發揚せしむるに協賛せられむ事を希望せざるを得ない。

抑々自治は申す迄もなく、形式的劃一主義に墮し易くして又兎角機械的の機構に陥り易き中央集權的官僚政治に代ゆるに社會の實情に適する自律政治を確立して、之に其の實生活を體驗する者の潑刺たる生氣に満たしめむとするに在り、之が爲めに地方に地域を劃して市町村の存在を隣保團結の傳統ある社會倫理觀念の上に確認し、其の機關に依り且つ其の責任に於て其の公共事務の遂行に任せしむるに在る。又此の制度の下に在りては、獨逸の古謠に在るが如くに何人も、主人に非らず又僕婢に非らず、皆均しく公民としての權利主體で、斯かる實質の自覺は人をして單に立法や行政の客體たるに止まらしめずして、市町村こそは、自分等の行きて護るべき至高の事物なりと觀念せしめずんば止まざらしむるものである。既に自治としては、公民の自ら進むで共同社會の福利と繁榮の爲めに永く無窮の忠誠を捧げ合ふべきことを期すべきものであるからには、其の之を克くするに必要な限り、進むで制度の改正を企つるも結構であるが、夫れよりも肝腎な事は、省みて許されたる自治の發揚上公民としての良心に耻づるなきを期するの組織を自律すべきに在る。蓋し私は、自治が公民の間に、僅々四年に一度の選舉を通じてのみ其の責任心を他律的に喚起せしめらるゝに止まるが如き現行制度の運用に任か

せられてゐる現在の形式的自治に甘んじてゐるのみであつては、百の制度の改正も、徒らに死文を堆積するに等しかるべしと思ふからである。

二 自治政に對する期待

今諸家の説く所を參照して自治政に對して、何が期待せられてゐるかを綜合するに、自治は、主として

第一 地方の切實なる要求に適應する行政を行ひ得る事。

第二 公務に對する興味を感じしめ、政治に對する責任心を旺盛ならしめ、克く奉公の志操を勵まして協同の美德を自得せしめ、兼ねて自主の思想と自由の氣宇を啓發し、又能く自律する所に服従するの徳器を成就し國政を擔當するの資質を陶冶する事。

第三 名譽職制は、官僚政治の弊を濟ひ、事務職行政吏員の數を節し、愛郷の精神を澆刺たらしめ、又能く公職の上に熱誠を傾けしめ、克く責任を竭くし、能力を擧げて、最善を職事に獻げしめ、兼ねて行政を經濟的たらしめ得る事。

第四 自主自律の政治は、地方行政の獨立を保障し、中央に於ける政治勢力の影響に依り蹉跌するが如き事なからしめ、内閣の更迭に依る影響や、政黨の勢力關係より獨立せしめて克く公正適實に赴かしめ得る事。

等の數點に於て讚美せられてゐる。「余には獨逸といふ唯一の祖國あるのみ」と言ひしフライヘル・スタイン男が、一八〇七年獨逸市制に期待せし所も、又「自治は國基なり」と詠ぜし山縣元帥公爵が、明治二十一年四月十七日

發布の我國舊市制、同町村制に期待せし所も全く茲に在つた。

因記 國民皆兵の軍制を確立した當年の「サーベル」公が、我國の自治制を産出した事に對して、世間に奇異の感を懷けるが如くにも聞き做さるゝが故に、茲に一言したいと思ふ事がある。それは兵役の義務と、參政權との關係である。蓋し我國の徴兵に付ては明治八年十一月五日布告一六二號の徴兵詔書が漢譯せられてゐるが、是より先き明治五年十一月二十八日徴兵の告諭なるもの太政官より發布せられてゐるのであつて、其中に

「大政維新列藩版圖ヲ奉還シ辛未ノ歲ニ及ヒ遠ク郡縣ノ古ニ復ス世襲坐食ノ士ハ其祿ヲ減シ刀劍ヲ脫スルヲ許シ民漸ク自由ハ權ヲ得セシメントス是上下ヲ平均シ人權ヲ齊ニスル道ニシテ則兵農ヲ合一ニスル基ナリ是ニ於テ士ハ從前ノ士ニ非ス民ハ從前ノ民ニアラス均シク皇國一般ノ民ニシテ國ニ報スルノ道モ固ヨリ其別ナカルヘシ」

とある。以て公の腦裡には、徴兵令發布の際より、古來國民參政の權は、國防の義務に對當するものなりとすることが、深く印象せられて、苟も兵役義務を、國法上に確立する以上は、進んで自由の權を通じて參政の權利を國民に行使せしめなければならぬといふ確信を懷ける事を語るに足るではないか。自治の權義に任ずるは猶ほ兵役の義務に赴くが如しとは後に至り舊市町村制理由書に依りても公にせられてゐる。蓋し公としては、伊藤公の起草に成る憲法の實施に依り其の確信を實現するには、國民の知徳克く國政の重きに堪ゆるの資質を鍛冶訓練しなければならぬ。夫れには封建の他律支配の時代に在りて尙且自警、消防、道善請、河浚ひ、教育等の共同施設を發達せしめて所在に澁刺たるものありし傳統的自衛自治（五人組の如き）の本能的睿智が、隣保相扶の情誼を結晶せしめてゐる事實を認めて、此精神を先づ國民の間に喚起せしむるに依り、國民の自治良心を自啓自得せしむる所なかる可らずと思惟せる事が遂に公をして我國自治制度の確立に關心せしめた所以であらう。

斯の如き期待は、現代の文化國家に於ける自治の根本義として、正しく健全なる理性としてのコンモンセンスに適合するものなりとせられてゐる。是れ地方自治の制度創始以來、諸國に屢次改正の事あり、中には國體政體の革命に遭へるが如きものすらあつたが、地方自治は、之を常により鞏固ならしめて、所謂自治の根本義を愈

1 Freiherr von Stein "Denkschrift" v. Juni 1807; in Hauns Martin Elster, Minister Freiherr v. Stein.

2 明治二十一年四月二十五日市制町村制理由書、明治二十三年二月地方長官會議席上山縣內務大臣訓示。

と確立するの一路に向て進んでゐるので明らかである。(英國に於ける一八三五年以來數度の改正、獨逸に於ける一八〇七年の立法以來の變遷殊に革命後の諸立法、佛國の自治制が革命の影響を受けざりし事と、近時に於ける「レジオナリズム」の實現等の事實) 即ち自治の目的は假令ペー・スタインの思惟せるが如くに、國家たらむとする事が都市の目的なりといふが如き理念は、之を實現するこゝを許し得べき筋ではあるまいが、自治は、一般に國法の許す限り其の權義を強大にして行くのが、一般に健全なる理性の要求であるを認識する事が出来る。然るに、幸ひ、我國の自治制々定以來の沿革、殊に最近の立法趨勢は、前掲各政黨の綱領政策に依ても窺知せらるゝが如くに、同じく自治權の擴充に向て進むでゐる事は、今更喋々する迄もない。希くは、永く此の機構をして、何として豫て獨逸人の心配した通り、まだ荒削りの儘の間に早や既に崩壊せしむるが如き憂を懷かしめない様に擁護したいものである。

三 自治政の現在

然らば、之れを自治政の現狀に照らして、果して其の實際は、自治に對する期待に副ひつゝありまいへるであらうか。私は竊に、心ある公民をして學者の迂愚を嗤ひ、政治家の偽善を嘲けらしめてゐるが如き事なきかを憂ふるのである。

昔時と異り、今日は、國定教科書の中にも、不完全乍ら憲政及自治の體を彷彿せしめられてゐる。(尋常修身書尋常四年二四課「法令を重んぜよ」尋常五年四課「公民の務」尋常六年一七課「憲法一八課乃至二〇課「國民の務」尋常小學國語讀本尋常四第二六課「税」尋常五第二五課「選挙の日」第一〇卷二五課「平和なる村」尋常第一二卷第二五課「自治の精神」第一二卷第一八課「法律」尋常小學讀本尋常五第九卷第一二課「市町村」尋常第六卷「我等の村」第二五課「公事と私事」第二二卷第二四課「議會」第二八課「大國民の品格」高等小學修身書高一第一二課「公正」第二五課「地方自治」高二第三課「國體の精華」第一七課第

一八課「國體國法」高三第二課「國家」第三課「臣民」第四課「憲法」第五課「地方團體」第一七課「權利義務」第一八課「公務」高等小學讀本第二卷第五課「社會奉仕の精神」第二〇課「警察と國民」第三卷第一五課「租税」第四卷第一七課「法律と命令」第一八課「道徳と法律」同第三學年用第三課「憲法の上諭」下、第二三卷「國家の豫算」高等小學國史下、第四五課「明治維新」第四八課「立憲政體の確立」高等小學國史第三學年用第一〇卷「自治制度の發達」立憲政體の確立」等) 又自治的公民精神の涵養に關する實際施設も小學校時代からも、既に地方に依ては團體的にも個人的にも種々、夫々の特色を以て工夫せられてゐる。近來特に著しきを加へて來たのは、公民教育とか成人教育といふ名目の下に、公民自治の啓蒙及自治精神の自覺を促す爲めの努力が拂はれてゐる事である。職業的教育といふ立場を離れても、倫理、政治、經濟、社會、歴史、地理等様々の方面からも、公私を通じて随分敬意を表すべき相當の苦心が憲政及自治生活の完成へ傾注せられてゐる。此等は孰れも公民自治の眞精神を喚起さうとする眞摯の運動ではあるが、公民自治の實際は、公法生活の上に、格別自主的な施設の發達を促すに至らず、自治政上亦遺憾之に對する期待を裏切つてゐる事相が甚だ多い。

私は、今此の事實を一々列挙する積りはないが、少くも自治政の現狀に於て、之を自治に對する期待と照し合はせて、何として沈黙を守り得ざる事が凡そ五つある。

第一に、國民政治思想の發達は、自治制上に階級選舉制を破つて、普通選舉制を確立したるに依り自治は少數の公民權ある者のみの參與せる行政體(Bürgergemeinde)から漸く住民全體より成る共同社會の行政體(Einwohnergemeinde)たらしむるに至つた事は、慥かに偉大の進歩であるとして特筆するに足るには相違ない。(舊市町村制實施直後に於ける市町村會議員選舉有權者の總數は、全國で約四百五萬に過ぎなかつたが現在では約千三百萬と爲つてゐる) 併かし自治の實際は、全市民の全力を餘蘊なく自治の建設に動員するを理想とする所に合致してゐるか否うか。

3 Philipp Stein "Das Verhältniss der freiwilligen u. zwangsgemeinschaftl. Körperschaften in der Wohlfahrtspflege im Gemeindebetrieb!"
新日本史所載拙稿「自治篇」参照。尙「日本都市年鑑」八五頁以下に我國市制の沿革要約せられて便覽に適す。

5 東京市政調査會編纂「自治及修身教育批判」参照。
6 本會編纂「都市教育の研究」二四五頁以下参照。

第二に、現行市制は町村制實施の跡に徴して見るに、強ち重要性を失つたとはいへない底力の強い名譽職制（内務省編纂「日本帝國國勢一斑」に依ると、市町村制實施直後に於ける全國町村吏員中名譽職は、町村長九、八三六、助役一〇、九五五八にして有給町村長一、八七〇、助役一、七五四人なりしが、明治四十四年市町村制全部改正當時には名譽職、町村長九、三三七、助役八、六〇六にして、有給町村長二、〇六〇、助役三、三六七、普通選舉制施行當時には、名譽職町、村長二〇、一九〇、助役八、六三三にして、有給町村長一、二三九、助役三、〇四八といふ事になつてゐる。）を市參與の外市長にも、認める様になつた。是は制度上に於ける名譽職制の擴充を見るこゝが出来た。そして現に此の制度の採用以來名譽職市長もボツ／＼出來て、最近地方には市長の選舉ある毎に、市民市長といふ聲も市會の内外に聞える様になつて來た。併かし此制度は果して何時の間にか、所在に任免の形式及服務規律の精神に於て將又職務の實際に於て、何等官僚選ぶなき行政組織として爛熟し切つた公吏關係の硬化を堰き止め得て、吏人をして自治本來の崇高なる倫理觀念に燃ゆるを得しめてゐるであらうか。ゾムバルトが幾多立證してゐる通り、大企業組織は兎角官僚化を免かれ得ないものだとしても、自治が官僚政治を選ばなきに至りては、既に其の効用は其の半ばを失ふものと言はねばならぬ。

第三に、自治は、地方の事情に通曉し、地方の爲めに熱烈の情を傾け得る人々の貢獻に俟つが故に、吏員の數も少くて済むし、政績は却て克く地方の公需に契合し、併かも又政費の負擔を輕からしむるこゝいふが、市町村殊に市にありては果して能く此の期待に背くが如き事なしとするか。（明治二十一年即市町村實施以前に於ける府縣郡區市の實施を了したる明治二十三年には、一、二〇二、八四〇人に上れるが如き事實と、同じく明治二十一年に於ける區町村の收入決算一、五五〇、三八四圓なりしものは、同二十三年の市町村決算は一、二〇二、一三八、六八八圓に上れる事實とは特に注意を要す。）公民が選ばれて公務員となり、専務職の市町村長を迎へて之を責任を別ち、相携へて施爲する所は、眞に萬人の常に満足の意を表明してゐる所であらうか。又比年著しき自治費増高の内容は果して能く人件費經濟の實を擧げつゝ、

ありて觀察する事が出來ようか。又其の公費は果して忠正に注意深く經理せられつゝあるであらうか。

第四に、自治は公事に對する責任感を基調とする公明なる政治なりと理解せられてゐる。理由書は之を説明して市町村自ら自治及分權の原則を實施するものなりとし、市町村會をして市町村の執行機關に對して住民の利害を代表せしむるものとしてゐる。加之、一切の自治政治は市町村會の議に依りて始めて執行し得べからしめ、又之をして市町村長の執行する所を監督せしむる事も、亦之に依りて議員の市町村民に對する責任を辨せしむるに共に之に對する市町村長の責任を明確にする所以である。

然るに議員の舉措や、市町村長の職分は、此の鋭敏なる責任感の前に常に公明正大なりとの主張を裏書きし得る人ありや否や。私は特權を與ふるが如き行政處分なり、重要な契約の締結の如きが、極めて無造作に或種の勢力の爲めに取極められたり、最大切の人事が、種々の假面を被りて情實因縁の腐を築くはしむるの觀あるが如き事に眼を蔽ふ能はざる人もあらうと思ふ。そして夫れが執行部の責任感に於て堪へ得ざるに至るまきは、忽ちにして職を抛つといふ様な事もあつて、兎角我國の市町村長の辭職理由には表裏のあるを見て、甚だ自治の爲めに悲しむのである。無論之に對しては議員も分つべき責任もあらうに、事を曖昧の裡に葬つたり、時には理事者のみに責任を轉嫁して平然としてゐる風のあるを見て、自治の深憂にありて長大息する次第である。

第五に、自治は、自力自律に依る獨立の責任政治體なりと理解せられてゐる。決して他力に頼り、他律せられる命惟れ従ふ政治であつてはならない。夫れには先づ行政と財政との上に於て國政の後見制より解放せらるべく又政黨の勢力よりも自由であるべきことを要求する。理想からいへば尙ほ未だしではあるが、兎も角近時郡制又

は郡役所の廢止といひ、又所謂分權思想に基く自治權の擴充といひ、相踵いで公民權の擴張と共に、斷行せられた事は、自治の爲めに欣ぶべき現象なりといへる。乍併自治の用は爾來果して自力に依る責任政治體なりとする自治本然の面目が遺憾なく發揮せられつゝありと誇るに足るものありや否や。

四 自治政に對する期待を保障するの途

我國に於ける自治政の現在として、動もすれば之に對する期待を反向しつゝありと認識せらるゝ自治要素上の事は略ぼ以上の五項目に要約し得ると思ふ。此等の要項は、孰れも、夫れ自身實證的に検討を経て其の原因の由て來る所以を診按し、各々之が對策を講究して、苟も自治に對する期待を空しうするが如き事ならしむる様、一切を保障するの方途を立てなければならぬ。乍併此等の事項は、現象界に於ては區別して觀察せられ得るにしても、結局する所は現在の經濟組織と政治組織の結合する限り、政治上優勢なる地位を獲得して之を其の權益擁護の具と爲さむとする組織力の存在に於ては、政治機構を通じて分流してゐるに過ぎぬと見るこゝが出来から、各々の潮流を調整するの策も必要であらうが、寧ろ之が主流を發見して其の本を匡すに如くはないであらう。

夫れにつけても想起せざるを得ざるは、ブライスが、曾て識見、自制、良心を以て公民資質の三要件なりとし、無關心 (Indolence)、我慾 (Personal self-interest) 及黨派心 (Party spirit) の三者を擧げて、善良なる市民精神の敵とした事である。ブライス、無關心なるは、自治に最も普通する所なりとし、我慾は最凶邪なりとし

べく、黨派心に至りては最恕すべしと雖も最機巧を極め、政治を指導する階級に依りて日常の仕事の上に絶えず用ゐられてゐるから、共に相替めて此の三者の乘する隙なからしむべきを高調してゐる。⁽¹⁰⁾ (ブライスは此等の原因モクラシーの完成するに従て果して如何なる影響を受けるかは、未來の問題で少くとも五十年の經過に俟たなければならぬといふが、爾來十有餘年の實證的研究を経て結果を結論せる卿の不朽の名著「近世デモクラシー論」中には、既にデモクラシーの短所なりといたして(一)立法及行政を墮落に導く勢力(二)政治を取引又は職業たらしむるの傾向(三)行政上の冗費(四)平等理論の曲解と行政上に於ける事務總價値の無視(五)政黨組織力の不當増用及(六)立法及司法上立法者及行政官吏の投票の取引を爲すに至るの傾向を指摘し、最後に孰れのデモクラシーにも共通する二つの危險があるが、それは一つの政權を得る黨派の私益であり、他の一つは人の政策を判斷するに必要な材料を不眞、虚構の記事に依り且暴力の誘因ともなるべきデマゴグの悪言傳なりと結語して茲に問題なりとした事を⁽¹¹⁾而して此三禍に備ふるの途としては、制度改正の方面と倫理方面とを考へられるとして(一)制度の改正方面に於ては、比例選舉制「イニシアチヴ」及「レフェレダム」制を採用する直接選舉制が、公民權の

蔑視と、其の市政に對する無關心を防遏するの途にして又黨派心に偏せしめざる所以なりとし、市政の私慾に災せらるゝこゝなきに備ふるの策としては、執行機關の清廉と私人の良心に俟たなければならぬが、夫れには兩者の間の權益に關する接觸の機會の少きを尙ぶべく、又市民の費用に於て個人を富ましむるが如き方略を避くべきは誰れにも共通する正義觀念の要求なりとして契約の一般入札、特許の公正、吏員選叙の公平を要件とすべきを説き、苟も議案にして私人の權益に關するものに付ては、必ず責任ある公けの權限ある機關の審査に俟たしむべしと提議し、又其の倫理方面の事に關しては(二)公民たる義務觀念の中心問題を成すものなりとして、上述の三禍は、市民の精神生活高上するに至らば、自ら艾除せらるゝに至るべく、其の高度の精神生活を樂しむ者多きを加ふれば、自分の行爲に對しても、又其の指導的地位に在る者の行爲に對しても、嚴正に批判して其の責任を果たす様に努力するに至り、遂に夫れが輿論を制する迄に發達を遂ぐべく、斯くて現在に於て「よりよき良心」に

⁹ 同書一〇六、一〇七頁。

¹⁰ See his work II pp. 154-155.

¹¹ Ibid. pp. 453-460.

¹² 前掲一〇六頁以下二一頁。

考へられる心の働きが「常人の素材」に爲る様に進まなければならぬと稱し、特に自尊心を説き、又我儘の制する所を爲らぬ清き自分を見出し、共同社會の光輝ある傳統の歴史を尊敬して名譽心を澁刺たらしむるに共に博愛樂に及ぼすの誼を厚くし、苟も公信に悖るが如き所爲に對しては之が制裁を嚴肅にすべき旨を説きて、青年の訓練に及び、元來一社會の理想を作り出したり、標準を定むるが如き事の責任は、政治家にのみ任かすべきではなくして、大學なり新聞雜誌方面に於ける知識階級者の活動に俟つべき領分なりと道破して先覺の士が、相携へて熱誠にして良知あり、併かも公正に終始すべき高潔なる市民精神の興起に努むることこそ、建國の祖が、期待せる所を紹述大成して範を後進諸國に垂れ、賴て以て大國民としての慶福を尊嚴に貢獻する所以なりと記してゐる。¹³

斯く觀察してゐるのは、卿のみではない。ミル亦夙に凡そ政治は人間の方便で、人の活用によつて働くものであるから、其の成否は之を行ふ國民の性情に依るを觀察し、バルテルミー教授も最も賢明にして知見最も高き最も善き人即ち所謂國民の選良の士 (élite) に依つて指導せらるべきを、一般にデモクラシーの成功條件とすといひ、又最近ノーマン・エンゼルの如きも、通常サタンの聲も聴くべき民衆の聲は、適當なる社會訓練と教育の力に依て矯めて行く事が出来るといふてゐる。¹⁴ 此等は孰れも皆主として國家黨政論上の辯なりと雖も、直に移して以て自治に對する期待を保障する途に擬する事が出来やう。

五 「自治制發布記念日」の提唱

以上私は、歐米諸國に於ける代表的學者の結論を便宜引用して、自治に對する期待を保障するの途を見出さう

としたのであるが、モンテスキューが、共和政治に於ける共通善に對する無關心の、國を瓦解に導く事專制政治に於ける暴君より甚しき絶叫して以來識者の憲政及自治を談ずる者、常に教育の力がデモクラシーの保障條件たるを切言せざるものなきは、特に注意しなければならぬと思ふ。¹⁵ 蓋し自治は市民自らの責任に於てする市民自らの自主自律の政治である以上、其の自治行政識見の此政治を成就するに堪ゆべくして、公務に對する鋭敏なる責任感に終始して偏へに公共利害の擁護に任じて過誤なき事の市民自らの力に依りて保障せられざるべからざるは、自明の道理であらう。

惟ふに自治は、一般に市民の道義標準の貴卑と識見程度の高低に依りて成敗振否の機を異にする位の事は、誰も心得てゐる。さればあらゆる機會に、あらゆる方便を盡して、或は之を光輝ある傳統の成迹に顧みて、市民たるの誇りに訴へ、依て以て其の名譽心を高度に緊張せしめ、或は渾然一如の共同社會機能の微妙なる作用に思を潜めしめて、同胞としての純潔なる同情の念を湧起せしむるに共に社會に負ふの義務觀念を強烈ならしめ相率ゐて自治の爲に策勵せむとするは、恐らく識者の希望を一にする所に違ひない。

最近米國では、市民の責任政治を完うせしむるの途として、主力を公職に任ずる人のタイプを改善するに共に比例選舉其の他前掲ブライスの例示せるが如き市民の意思の執行を妨ぐべき虞ある事項を制度の上に於て艾除する方面に用ゐてゐるが、「コンミュニティー・センター」や成人教育の施設を瞥見して社會上の諸問題取扱上にあつて社會事業技術の應用に及び、從來教會、學校、家庭、新聞、ラヂオ、職業、教育、補習教育、政黨、社會事業團體及共同社會組織の孰れもが、市民自身に依る市民問題を絶えず、深く、組織的に研究するの志望を發達せしめざる

17 例へば Mill 前掲 La-Laveleye, *Gouvernement dans la démocratie* I 323. Giddings, *Democracy & Empire* chapter 14 Bryce, *Modern Democracies* I 71. II 60 等。

13 前掲一二一頁以下一三四頁。

14 Mill, *Considerations on Representative Government* 二章以下。

15 Barthélemy, *La Problème de la compétence* 36.

16 Norman Angell *The Public Mind* 1927 Chapter 1.

に鑑み、公事の上に協調善處するの實を擧ぐる爲め、顔情相熟する者の間に定時に膝つき合せて社會組織、國家問題、地方自治問題等の研究を目的とする最下級の同人會様のもの (Primary-group) 組織せられて、夫れが聯合組織の發達を遂ぐるに至らば、公事に關する政策の案出に公吏の選擇にも役立つべき事を提唱する者もある程である。¹⁸

是現在の自治制に對する一種の挑戦を見る事が出来るから、此の提議に對しては、政黨の所屬、社會上及經濟上の立場、私事の利害、社會生活の壓力等皆は多數市民の時間を奪ひつゝある現狀に照らして見るに、假令其の着想は結構であつて一時は、多數の興味を喚ぶであらうが、永續の組織として現在斯種の組織に對立して相競はしむるが如きは、いはゞユートピアに過ぎないに一概に批評し去つてゐる學者もあるが、私は此の提議の趣旨の存する所を深く味はつて、我玉を磨くの他山の石としなければならぬと思ふ。

そこで私が、自治に對する期待を完うするの一策として、此の際敢て自治政の關係者の推蔽を煩はしたいと思ふ事は、我國に市制及町村制なる地方自治に關する制度を國法上に於て創定したる日即ち前掲明治二十一年四月十七日を以て、永く全國的自治記念日と爲し、此の日を期して市町村民を擧げて年々各々の資格に於て、自治制の發布を記念し、依て以て自治協同の眞精神を鼓舞し、自治政の運用が動もすれば此の聖業に反方向するものがあるが如きに備へて自治の情操を正大にし、愈々公事に精進するの機たらしめむと欲するに在る。

東京市が十月一日を以て自治記念日としてゐる如く、(明治三十一年九月限り特別市制は廢せられて十月より一般市制が立の誇りを感じしめて自治の精神を發揚せしめむとするに在る。)地方に依ては其の市に市制を施行せる日を以て記念日としてゐる向きもあるから、

¹⁸ Elbridge, The New Citizenship 1929.

¹⁹ 例へば Syracuse 大學の Crawford.

此の提議には必ずしも新味はない。乍併明治六年三月七日太政官布告第九十一號を以て 神武天皇御即位の日を紀元節と稱せられて以來、此の國祭日を迎ふる毎に、國民の感銘を強くして國體精神を發揚するに無限の力を與へ來つたものであるのに、明治二十二年更に此の感激の佳日をとし、皇室典範及憲法制定の事を、先づ 皇祖 皇宗の 神靈に 親告あり、又之を空前の盛儀を以て嚴かに中外に宣示せられて、上下三千載建國の精神に則りて曾て渝らざる國憲を紹述して不磨の大典としまひしより、此の曾て有らざるの盛事を通じて、此の嘉節が如何に全國民の血を躍らせて、清明の忠誠を憲政有終の美を濟すに貢獻せしめつゝあるかを知る者は、必ずや先づ此の憲政濟美の大礎石ともいふべき自治の記念日を國民行事の日とするの意義深きを悟るべきではあるまいか。私としては、地方に於ける此の日の行事を通じて、遂に帝國議會の議に依り、更に一つの國祭日を我國に加へしむる迄に輿論の興起せん事を冀ふものである。

古來人事は必ず曆に依つて、天行の健なるが如くに進められ來つてゐる。世俗必ず一年の計は元旦に在りしして、人事を善くするに努めてゐる。私生活が、省察の日、希望の日を通して、絶えず曆を追ひて向上進展しつゝある事からしても公法生活の完成の爲めにも、然るべき日があつて欲しいのである。

或は改曆の時が恰も夫れであるといふ人もあらうが、古來私事だけを以てして尙且つ夜を徹するの習である此の時に、公事に就ても顧みしむる様に、公事に一身を捧ぐる者以外の常人に迄、難きを求むるは、無理である。さればいふて何等因縁の無き日では、實效を收むるに由もない。幸にして四月は、公事の改曆時である。恰も新年度の初頭で、豫算も執行し得べき狀態に置かれ、前年度の義務に屬する諸支出を終へて出納を閉鎖し、新年

度に於ける諸般の實施計畫を立つべきの時である。是豈に公事に就て深く反省し強く期待するに恰好の時ではなからうか。明治二十一年に、此の月の十七日を期し、法律第一號を以て、自治制の發布を見るに至りしは、廟議既に翌年の紀元節を以て憲法發布の事と決せる爲め、元老院の議を俟ちかねて急ぎ發布したる迄にして、全く偶然ではあらうが、私には何となく先天的の約束でもあつたかの様に思はれてならないのである。

六 記念日設定の價值

私が特に自治制發布記念日を設定するこゝの價值ありとする所以は、選舉に依りて歪められ勝ちの自治協力が此の日の行事を通じて、之を回復する事が出来ることを期待するが爲である。

山縣公は、地方が

「中央の政論に熱心し、政黨の試験所となり、一場の争端を開くことあらば、其の勢は延て小民に及ぼし、怨讎相結び、狂暴之に乗じ春風和氣子を育し孫を長ずるの地は轉じて喧囂紛争の衝となり、家を富まし國を利するの業は得て興すべからざらんとす」

といひて、政黨自治の門に入るべからずとした。²⁰ プライス卿亦一國の政黨政治は、自治體の選舉に關係しない程自治政の爲めに善いといふてゐる。²¹ 乍去小町村に於ては格別、都市を爲れば誰も皆私事の爲めに忙殺されて寸暇なしといふ有様であるから、市民をして時の問題を知らしめ、其の真相を把握せしむるは素より、論點に付き必要なる陳情を爲し或は特別な發案を爲すの機會を得しむるには、何等かの方便がなくてはならぬ。又選舉に際しても、特に大都市を爲れば、何人が果して選良の士として適當であるべきかを知る術もない。選舉には必ず何

か、適當なる候補者を推薦する手段が備はらなければならぬ。又選舉人名簿は出來ても、失格する者もあれば、有權者にして登録されない者も出て來る。此等を規整する事も個人の克くし得る處ではない。又選舉人中には、棄權する者もあれば、不注意若は不知の爲めに權利の行使を解る者もあるから、何等かの方法で、相當の注意を喚起し、依て以て投票が有効に行はるる様にしなければ、選舉も遂に成立たぬ虞がある。凡そ此等の事情は、自ら政黨の必要を感じしめて其の發達を促す事になるものであるがエドマンド・パークの様に、政黨は、同志の共同の盡力に依り、其の間に一致する點に於て國家の利害を推拂する爲めにする結合體なりといふ風に解する者に於ては、愈々苟も政治在る所には、政黨無かるべからず思惟せられるのであつて、現に我國では、歴代の内務大臣が、地方官に對して政黨の勢力に對して超越すべきことを訓示し來つたものであつたが、政黨の浸潤せる自治の現状は、既に人の知る通りである。されば政黨自治の門に入る可らずといふ事は出來ないが、さればこゝで、其の黨弊の浸潤しきつた現状を、誰か勢なりとして自然の成行に任せてよからうか。

いふまでもなく自治政は、人に依る。自治の要求する人は、苟も正直であつて器量ある眞の選良の士である限りは孰れの黨派に屬するとも構はない。從て表面からいへば、苟も天下の公黨に依て、黨中此の人ありとして推薦せらるゝ人である限りは、其の裏書きする所を信じて、孰れの候補者を選挙しても、過ちなき譯である。併かし、政黨は、由來發表せる政見の信仰を黨首及其の帷幕に參劃する領袖に對する歸依を飯軸として、自己の屬する黨派をして政權の獲得に成功せしむる爲め、闘志を旺んにして、其の目的の達成に熱中するのみならず、反對黨を粉碎せんとして一切の運動に敢進するものであるから、其の組織編制の強力は、自ら選舉に集注せられざるを

²⁰ 拙稿、前掲「自治篇」參照。

²⁰ 明治二十二年前掲地方官會議訓示。拙稿「自治篇」

²¹ Citizenship, p. 97.

得ない。斯くて選舉に際しては、自黨の勝利を唯一の目標として、勝を制するの前には、一切の手段を選ばずいふ風になり勝ちである。されば政黨の爲す所は、往々にして盲信を人に強ゆるこいふ事にもなり易い。選良選出の基礎條件は、候補者の背景たる政黨の政策及其の首領株の爲人、候補者其の人の個人價值及其の政見に關する優劣信僞の判斷であらうが、此の事既に上述の結果として第一に、選舉人の心を惑亂せしむるものであり、且つ又政治の有能と純潔を維持するに必要な選舉人の公正にして不偏なる判斷力を過たしむる虞なしとしない。リンカーンは、國民の一部を始終馬鹿にしたり、一時は全國民を愚にする事も出来やうが、全國民を始終愚にし通す事は出来ないといふてゐるが、地方議會に於ける議員の任期を短くしたり、或は三分一交替制を採つたりして選舉を年中行事としてゐる國でなければ、選舉人が其の判斷を是正する機會が保障されてゐるこはいへない。第二に選舉場裡に於ける投票の爭奪は前掲山縣内務大臣の憂した事が、如實に暴露されて、共通の共同社會に於けるパートナーであるべき人を仇敵視するに至らしむるもので、選舉に依て尖鋭化された儘の興奮状態で、お互に不信の間に、疑ひ眼で公事を議するこいふ風であつては、夫れが、善良なる市民精神の流露を妨ぐべきは多くいふを須るまい。

私は、苟も多數が正しく決めた以上は、其の議に悦服しようとしてゐる選良としては、必ずやメルボルン卿の所謂獨り正しい時のみならず、萬一間違つた時にも助けて呉れる偏へに全市民の爲めにする公明正大なる忠節の發露に依る高潔の支持を期待する事でもあらうし、心ある市民も亦斯くもあり度い念じてゐるに相違ないと思ふが、選舉を爭つたときに、外行姿で、鹿爪らしく、尤もに聞ゆる政見を聴かされた計りで、其の後は市民

の側から何か公權の發動を求めむとすることあるが如き場合にのみ、頼み込む機會に囚はれた接觸をする計りで依然として、互に相撲たんとする政黨の零圍氣中に活きて行く様であつては、そこに純眞の情理を傾けての協力は逆も實現し得ないではあるまいか。

凡そ自治政が、期待に副はざる憾みありとされてゐるのは、之を詮じ詰めれば、結局自治が、此等の環境に野育ちするに放任されてゐるからである。事情の許す限り此等の環境を改善して、ブライスの所謂常人(Average Citizen)が、教育程度の高き、卑きに拘はらず、常時公共の生活關係に於て公事に對するより高き水準線上に立ちて實際的に的確なる常識の判斷を誤る事なしに、和氣霽々たる間に、其の忠誠を抽づるを衷心の欣懷とする様にあらしむる事が一切の問題を解決するのであつて、茲に着目して選舉に依りて荒らされてゐる市政の聖壇を和げて衆力を妥協に導くのでなければ、偶々制度の改正をした處で、夫れは又新なる壓力で蹂躪される計りであらう。

私が、敢て自治制發布記念日の事を提唱するのは、以上の理由から、之を要するに聖なる良心こそは、如何なる場合にも、社會生活上、人をして其の本然の靈動に還らしむるに顧みて、萬人が此の日を通じて眞摯に自治制の本義に省み、我良心の前に各々の資格に於て其の公民たる義務を完うせんとする誓を固めんとする崇嚴なる光景を繰返へしく、其の純眞の情操を動くして行くに於ては遂には假令如何なる人雖も、懺悔せざる者あらざるべく、選舉場裡に於ける昨日の仇同志も、忽ちにして翻然大悟する處、必ずや心から手を握り合つて、自治協同の大自覺に徹底するであらうと思ふからである。

七 其の日の行事

以上で、乍簡單提議の要旨だけは之を述べ得た。之を、本稿「二」自治に對する期待以下、特に「三」及「四」中に述べた趣旨と併せ考へるに、此の日の行事として、何が期待されるべきかは、自ら明らかであると思ふ。

私は、此の日を以て斷じて御祭だとか祝賀會とかには畢はらせたくない。畏くも朝廷で、紀元の佳節を御迎へ遊ばす様な嚴肅極まりなき神ながらの道を體して、各地方毎に自治の正廳に於て、自治關係者の集會を催うして貰ひたいのである。各學校に於ても、同じ催を希望する。神社に於ても、府縣社以下特に郷社以下に於ては、一定の祭式に依りて祭典を執行する様にありたい。自治の各廳各廳に於ては、本廳の例に準すべきは、言ふ迄もない。學校教育と社會教育とが、其全能力を竭くし、社會事業が、其の精神への擴充を期すべきは、四大節と此の日だといふ風には是非もありたいのである。そして孰れの式に於ても、必ず舊市町村制の前文を捧讀したる上少くも同制理由書總論の一頁だけは讀み聞かせて、一同唱和する事にありたいと思ふ。公廳としては、此の外に其の營造物を市民に公開したり、各地講演會を催うしたりする事は勿論、市勢又は自治展覽會又は豫算展覽會の如き仕組を考へたり、或は都市計畫其の他技術方面の展覽會若は産業經濟又は社會事業等各種展覽會の類を企劃して、市勢の過去と現在を知らしめて將來嚮ふ所を明らかにし、且つ市政の内容を詳らかにして其の年々の計畫を洽なく市民に知らして其の協力を善導するに資するあれば、益々結構であつて、此等は、自ら時宜に従て其の年々に執行部に於ける有爲の人に依て計畫されて、遂に自治は、眞に我事なりといふ感じを市民全般に自得せ

しめずんば歇まざるに至るであらう。自治功勞者の表彰感謝の會を催す事も至極相應はしからう。

此の日を卜して、今一つ是非欲しいと思ふ事は、選良として市民に依り公職に選出された人々の公事に關與せる諸般の報告會と、夫等の人々が黨派の所屬如何に拘らず、市民有志や官邊の人々と共に互に胸襟を披いて、只管ら地方の公事を憂へて、しみじみ其の將來を語り合ふ美はしき懇談の夕である。

以上の外、地方に依りては、町内會、公同組合等の組織もあれば、各種の學會、協會若は社交團體の類がある。此等も、各々の立場々々で、此の有意義なる計畫に参加して、自治の濟美への聖業に、其の精神力を傾注するに共に、其の財力をも許す限り公共の爲めに貢獻する事は最も望ましい。特に町内會の如きものゝ此の日の自治活動には、期待される事の多かるべきは、素よりいふまでもない。又自治は歸する所、精神方面に於ける良知良能の問題であり、其の健全なる歩みは、清き情操の働、強き信念の力に俟たねばならぬ以上、精神生活方面の活動殊に宗教家の努力に期待すべき事も多からう。一般に市民としては、法制の適用に依る最少限度に於ける貢租義務を果してゐる以上に、此の日を期して任意に公事に何等か奉仕するの企に出づるが如き美事も、運用するに従て段々に考へ出される事であらう。

斯の如くにして、吏員は吏道に於て到らざるなきを盡し、議員は選良として耻づるなきの誠を傾くるは勿論、公民としては、一日を感激深き自治の反省に送いて、其義務觀念と責任心を旺盛にし、市町村を擧げて、公民の誰もが、夫々の資格に於て、自治に期待せらるゝ處を顧みて懺悔を爲し、將來其の協力の足らざるなく、及ばざるなきを期し、以て自治本來の面目を發揮するに努むるあらば、一日の自治自覺を通して如何に美はしき自治生

活の展開を見るであらう。私は、全市民が一つの目的に向て精神的に結合してのみ眞の自治の發見なるであらう事を確信するもので、自治制發布記念日の行事こそは、必ずや遂に冷かなる法律上の機構としての市町村をして自主的に市民精神を總動員して、自治協同の事に策勵せしむる純潔なる精神的結合としての溫き組織に發達せしむるに至らうと期待する次第である。

乞ふ隗より始めよといふ事もある。是此の稿の結して左に本會研究室の同人が、此の記念すべき日に於ける自治の感銘下に、心ある人に訴へむとする自治問題に對する一人一策を蒐録して敢て文獻とする所以である。庶幾くば一粒萬倍の果を得む事を切に祈る次第である。

自治政上の責任内閣制

鬼 頭 忠 一

アルバート・モツセ氏の起草に繋る明治二十一年の市制町村制の基調を爲すものは云ふ迄でもなくシュタイン流の普國自治制を支配する思想であつた。未だ封建的社會段階を脱し得なかつた當時の吾國に自治制を創始するに當り、範を普國に採つたのは官僚諸公の周到なる意圖に基いたものであつて、普國自治制の根幹を爲す名與職的參事會制が國家監督制度、三級選舉制等と共に殆んど其の儘移植せられたのである。

然るに此の市町村制は早くも明治四十四年に大改正を受けた。改正の内容は、(1)市町村の代表權を市町村議會から市町村長に移し、(2)市に於ては市參事會制を改めて有給職市長を執行機關とし、(3)議會招集權を市町村會議長から市町村長に移し、(4)吏員任用權を市町村會議の議決を不要として市町村長に移した事等であつて、云ふ迄でもなく民意の直接代表機關たる市町村議會の權限の縮小、國家機關の統制下に在る市町村長權限の擴張を意味する。即ち吾國地方自治の礎石として移入せられたシュタイン流の自治は僅か二十年の齡を以て早くも崩壞の悲運に會したとも見得る。

其の後公民の範圍が擴張せられ、階級選舉制の撤廢を見、市町村會議員の發案權を明定する等、*デモクラシー*の形式漸く備はり來つた如くであるが、例へば國の監督權の如きも市町村長選任自治制、原案執行範圍の若干の制限、許可事項の減少等を除きては依然として舊態を固守し、市參事會も名のみ存して實は全く喪はるゝに至つた。恰かも本國普魯西に於て、社會黨革命は三級選舉制に代るに一躍所謂「平等普通直接比例代表制」を以てせしめたことは云へ、他方參事會制の廢棄、市長制の採用、市會權限の縮小、市長權限の擴張、國家監督權の増大等

1 Magistratsverfassung

百二十年來のシユタイン式自治制を根本的に放擲せんを企圖せられつゝあるに對比すれば興味渺なからざるものがある。蓋し彼我社會的政治的文化的環境の著しき相違に拘はらず、一面民主主義の標榜を他面中央集權化官僚化の傾向の表現と見らるゝ點に於ては其の軌を一にするが故に外ならぬ。

唯茲に見逃すべからざるは、等しく市長中心主義を云ふも、彼に於ては市長は同時に市會議長を兼ね、自ら主宰する立法部の決議を執行する制度であり、立法部と行政部の間の相互的責任關係が存在する。之は獨逸に於ける市長制の常識であつて、此の度の所謂「反動的」改革案も亦此の制度を採用して居る。而して市長に二重的地位を與ふる此の制度は市長をして都市政策遂行上の獨裁者たらしむるものとて、嘗て英獨自治制の峻嚴なる批判者レトリヒの酷評を受けた時代もあつたが、政黨政治の發達と共に今は却つて自治體に於ける責任政治に資する手段となつた。然るに革命後の獨逸に於ては左翼殊に共產黨は、市町村會の權限を極度に擴大し、市町村長は之を單に市町村會の決議を執行する最高使用人たらしむべき事を主張したが、此の主張は遂にテューリッゲン邦議會に於て勝利を占め一九二六年の同邦市町村制のみは、市町村長から市町村會議長の職を奪ふと同時に、任期も通則に依らず議員同様三年に短縮して居る。似而非市長制と稱せらるゝもの之である。而して此の所謂共產黨的市長制度が取りも直さず吾國今日の制度に外ならぬのは餘りにも皮肉である。

吾國自治制の初期に於ける市參事會を執行機關とした制度は、市制町村制理由書にも「名譽職ニ任スルハ市町村公民ノ輕カラサル義務ナレハ資産アル者ニ非サレハ之ニ任スルコト能ハス」を端的に記され居るが如く、富裕階級に偏する名譽職制度を緯するものであることは云へ、立法部と行政部の間に何等かの責任的連絡を保障する制度であつた事は否み得ない。然るに其の後の改革は此の制度を廢し、代ふるに今日の一體制を以てしたのであるが、一體制の特長である「市長二重地位制」は之を採用しなかつたが爲めに、兩部間の相互的責任關係を全く缺如する結果を生じた。加ふるに不公平なる選舉制度と、自治政黨化を排撃する輿論が、自治體に於ける政黨政治の發達を阻害し、利害關係私的感情に依り離合する、無責任にして、カムフラージュせられたる、徒黨の政治を招來し、爲めに行政部殊に其の首腦者に立法部の關係を一層不自然なるものたらしむるに至つたのである。近來吾國に於て、國に於けるが如く自治體に於ても權力分立の制を採り、自治制腐敗の救済策を、市會議限の縮小と市長權限の擴張に求めつゝある米國流市政改革に對する共鳴者（例へば市會議員數の遞減、市會二院制、市長直接公選、市長拒否權制等の論者）を出しつゝあるは強ち偶然ではない。

然し乍ら英、佛、獨、澳、白、和諸國と共に議院内閣制を採る吾國に於て、等しく民主主義を標榜し、事實黨派政治を基調とする自治政のみ責任政治制度より乖離せんとする所に忍ぶべからざる錯誤があるのである。

英國に於ては今日も猶代議機關をして立法及行政權を掌握せしむるを以て眞の自治なりと信ぜられて居り、英國に於ては、行政部の責任者は市會に於ける多數黨の議員を以て之に當て、市長並行政各部門の主腦者は市の有給吏員であると同時に市會議員である。又前記の如く、單に行政部の首腦者をして立法部の議長を兼ねしむる事に依りても或程度迄て所謂内閣責任制度の目的を達し得べきである。然かも責任政治の濟美は之を政黨政治の發達から切り離して考へる事は出來ぬ。而して今日の自治政に於ける徒黨に過ぎざる集團をして正規の政黨に迄て向上せしむるには比例代表制の採用に俟つ所頗る大なるものがあると思ふ。

2 Bürgermeistereiverfassung
3 首都ベルリン自治法案、普國自治法案、並全國單一市制案參照
4 Dr. Josef Redlich: Englische Lokalverwaltung. Wien, 1900
5 Gemeinde-und Kreisordnung für Thüringen von 8, 7, 1926
6 "Unechte Bürgermeistereiverfassung"

指導力の組織

弓家七郎

自治政治は、如何なる程度にまで、一般民衆の關與を必要とするか。

この點を考へて置くことは、自治政治の改善を圖るために、制度の改革をなすについても、又は公民教育を施すについても、かなり重要なことと思ふ。

嘗て自治政治の單位たる社會が小さく、その有する利害や意見が大體同質的であり、従つて、その決定し執行すべき問題も頗る單純であり、一般の人々が公共の問題に關與する興味も時間をも有し得た時代があつた。この時代においては一般人民の積極的、能動的なる参加を期待することも出来たから、自治政治といふのは、人民自身によつて行はるゝ、人民自身の政治と同じ意味に解釋せられ、その政治が、非職業的行政家たることの名譽職によつて執り行はれることを以て、自治政治の本質であること考へて、毫も間違はなかつた。

けれども、このやうな自治政治の堯舜時代は既に過ぎた。産業革命の洗禮を受けてから生れ更つたことの現代社會、ここに大都市においては、社會はもう餘りに大きくなり過ぎてゐる。その含む利害や意見は餘りに複雑になり、あまりに競合的になつて居る。或る一つの問題に對して、市民全體が如何なる意見を有して居るかを知らることも頗る困難になつた。たゞへ、輿論なるものを通じて、何が市民全體の欲するところであるかを知り得たとしても、これを具體的に決定し、而して實行に移すことは、一般市民の知力の及ぶところではなくなつて居

る。勢ひこれらの事務はこれを能くする力ある者によつて決せられねばならなくなつて居る。ここに新しい治者階級たる指導者群が生じた。更にこの治者階級からの市民の退位、新しい指導者群の勃興を助けて居るものは、日常生活における市民の多忙である。これは高田博士の所謂結合定量の法則、即ち一定の社會内——この社會といふのは國家の範圍を以て劃するところの全體社會の意味に解せらるゝことを要す——に於ける社會的結合の分量は、一定の時代においては略ぼ一定して居るものだといふ、この法則が働くからである。全體社會が大を加へ、その内部における社會關係が複雑を増すに従つて、個々の社會に對する、これを構成する人々の關心の程度は減少せざるを得ないのである。一般市民は、直接に且つ最も大なる利害乃至興味を有する社會に對して、その關心の大部分を奪はれることになるから、自治體に對する彼等の關心は漸次減少するより外はないのである。結局、自治政治に對する彼等の關心は、消極的受動的、範圍以上に出づることは出来なくなつて居るのである。

このやうな素材を用ひて、益々複雑化し、専門化せんしつゝある自治體の經營を最も有能に導く爲めには、かゝる狀況に最も適應するところの組織が生れて來なければならぬ。即ち組織のない民衆に組織を與へ、千差萬別なる意見や利害を具體的に纏め上げ、消極的受動的なる市民の關心を積極的、能動的なる慾求に造り上げ、偶發的の一時的なる民衆の慾求を、永續的、責任的なる意思となすところの、組織と指導者とが出来なければならぬ。

この指導者の中には、制度として設けられて居るもあれば、自然に生じて來るものもあるであらう。何れの場合

合においても、その門戸は一般に廣く解放せられて居り、なるべく指導者群の人口が多く、且つその中において相當に激烈なる競争の、常に行はれて居ることが望ましい。そうしたならば、一般民衆は、これらの指導者群の中から、適當なる制度上の指導者を撰擇することが出来るであらう。この制度上の指導者を選択することだけが、實は民衆に課せられた唯一の任務でなければならぬ。

ところで、民衆は何を標準として指導者を選ばれたらよいか。もしより、それはその選ばれるべき地位の必要とする知識と手腕とを第一とすべきであるが、これらのものゝ有無優劣を正しく鑑識し得んことは、一般民衆にみづては全く不可能事である。多くの場合において、民衆が選擇の標準として直接的に知り得ることは、候補者の風采とか、辯舌とか、乃至は多少の閱歷等とみに過ぎない。これ以上に出ることは殆んど出来ないと言つてもよい。その眞實に必要とせらるゝ資格の如きは、常に全く政黨や新聞等の宣傳、好惡によつて甚だしく着色せられて示されるのである。如何にその着色が民衆を欺瞞するものであるか、又如何に無責任なものであるかは、われわれの現に有する所謂選良諸君が事實においてこれを證明して居る。とに角、一般民衆の自治政治に對する關心は、極めて消極的なものに過ぎないのであるから、現在の如き指導者、鑑識の制度及び機關を以てしては、彼等をして無數の指導者の中につき、最良指導者を正しく鑑識し選擇し得せしむることは望み得べくもない。自治政治の科學的研究機關の前には、こゝに貢獻し得べき大きな世界が展開せられて居る。

確保を要する理事者の地位

吉 山 眞 棹

地方自治制が布かれて六年目の明治二十六年八月、陸羯南は其の著「原政」に於て次の如く、恰かも今日吾人が云はんとしてゐる所の一面を既に喝破してゐた。

知事、郡長、在朝黨ノ奴隸ニシテ市長、町村長ハ在野黨ノ走卒ナリ。彼等ノ位地ハ大臣ノ一視若シクハ黨首ノ一呼ニシテ處置セラルベキ御ナギモノナリ。——自治制トハ隣保相親シムヨリ起ルモノナリ。今ノ自治制ハ唯々文章ノミ。治者ト被治者ノ敵對ハ府縣ヨリ郡市ニ、郡市ヨリ町村ニ及ヒ。而シテ黨派ハ其間ニ逞クス、夫ノ豺狼ト群犬トノ關係ハ、一々皆行政ノ最小區域ニマデ波及シ盡ク。中央政界ノ醜形ナラサルハ莫シ。

爾來四十餘年の星霜を経た今日、現内閣の手に依つて選舉革正の見地から、地方官を含む事務官等の身分保障に關する新規模が攻究され、之に伴つて市町村長並に吏員の地位の確保に關する問題が繰返し論議せらるゝに至つた。(第十七回北信各市聯合會議題)それは云ふ迄もなく今日の地方官が内閣の更迭毎に黨派感情に因つて辭職を餘儀なくせられ、殊に地方自治に在つては議員の自制なき行動が累を成し、市町村長の任期に何等の權威も實效なく中道にして辭任の悲劇を見、剩さへ市町村長の辭任は他面に於て多くの吏員が卷添へを食つて退職を餘儀なくしてゐる現状に鑑み、何等か茲に時弊匡救の手段を必要とするからである。

事情の一面既に斯の如くであるから、政黨政治を棄てない限り、どんな政治形式を採つた所が議員に對し露骨にバーチスビリットを出してはならぬ、猥りに朋黨間の渡り歩きをしてはならぬといふことに就ての、議員其の人の自制が何かで保證附けられない限り、某政黨の御都合に因る能率以外の事由に由る休職、院内に於て多數を制し得た結果から目論まるゝ理事者追出の爲にする、理由なき不信任決議其の他數々の策動を根絶することには極めて困難なところであらう。そこで他の方面から地方官の地位を保障せんとし、昨年一月以來選舉革正審議會で

練上げた案が、文官分限令第十一條第四號「官廳事務ノ都合ニ依り休職」を命ずる場合には、先づ所定の休職委員會に諮問することゝ要するものとし、偏黨的措施に困る辭職の強要、その他公正なる理據なくして爲す行政官の職首を防止し、地方官を含む一般行政官の身分を確保すべしとの議である。然し乍ら表面の理窟は正に其の通りで、此の新規構に依れば一應其の身分の安定が庶幾し得らるゝやうではあるが、それか云つて具體の場合に立つて考へるに中々さう簡單に行くまいと思ふ。勿論、ものゝ道理は既に大隈侯が明治十四年國會開設奏議に於て述べた如く（事務官即チ非政黨官ニシテ政黨ニ干與スルノ迹）であらうが、今日の地方政界は理事者を挾んで、中央地方の政黨が利害の前に極端な軋轢の限りを竭してゐるのであるから、理事者は右するも左するもさうせウマク行かないに極つてゐる。隨て何れの日にか甲黨に載られ乙黨に復活せしめらるゝが如き必至的の運命にある。それに對し「官廳事務ノ都合」なる極めて茫漠たる規定を楯に人事の處置を爲さんとするのであるから、假に中正不偏の審査會を置いた所が實際真相に觸れた——寛嚴宜しきを得た處分案を立つることは、事實至難なことで先づ無きに優る制度たるに墮せずんば幸である。

思ひ起すに今日の文官分限令は明治三十二年山縣内閣が、當時與黨であつた憲政黨の獵官運動に備ふる爲め、文官任用令の改正に官吏非職條例に代るに現行分限令を公布して極端な獵官を阻止したのであるが、首尾一貫せず分限令に於て融通の利き過ぎた條項を置いたものだから、却つて今日の禍根を招いたものとも云へる。

前身たる明治十七年制定の官吏非職條例には休職條件として單に「廢官廢廳、各官廳事務の擱地、疾病とあつて、現行分限令第四號の如き條項は無かつた。山縣内閣が之を改正せんとした際、首相にして樞府議長たる同公は、特に之を樞府に諮問せんことの得策なるを推はれたか、樞府官制の上には當然諮問事項に非ざるにも拘はらず、特に御沙汰書を拜し同官制第六條第六項に所謂「臨時ニ諮問セラルヘキ事項」に屬する御諮詢事項なりとの先例を作つた。隨て此の問題と休職審査會の組織とは直接關係はないが、樞府が憲法の番人であるなどと云はるゝと同様の意味に於て、樞府又分限令の番人でもあるやうだから、休職審査會委員に顧問官を入れることは審議會の原案には無いが敢て異とせむであらう。尤も之を省いた所に立案者格段の用意があつたとすればそれは別問題である。何

れにしても此の問題は相當デリケートな事案であるから、地方官としては大體賛成のやうではあるが、（昭和五年官會議）實施の時期方法に付ては政、民兩黨の間に争あり、又實施の結果は却つて官僚に一牙城を興へるものなりとの僻見もあるから、今日の所公議未だ熟せりと謂へぬ。

以上の問題と同様の意味に於て、市町村長並に吏員の地位保障問題が當然考へらる。乃ち市町村長は選舉に依り法定の任期間其の在職は擔保せらるゝは云へ、それは只制度上だけのことであつて事實は極めて短命なものである。東京市長の平均壽命が六年制四年制の時代を通じ二年二十九日と稱せられ、而かも其の間市會黨派の離合集散、其の鬭争によつて度々脅され一葉の扁舟怒濤に抗する能はず。遂に追出や捨鉢的の辭任を見てゐる事例に徴し、各地方を通じ同様の境地に在るもの決して尠くないと思ふ。市町村吏員も亦同様の運命に在る。而かも局面が小さいだけに國家の官吏府縣の吏員よりも、尙其の打撃が甚い。固より大多數の市には吏員の分限規程はあ

るが、然し乍ら前に述べた文官分限令を眞似ての自治立法であるから、事務ノ都合ニ因り、必要ナルトキ等、殆ん分限令と同様な規程を爲つてゐる。市制に何等の保障規定がない。隨て官吏に身分保障が按ぜらるゝならば同時に自治體吏員の肥瘠をも顧慮し其の地位の正當なる擁護に關し官吏以上の方策が講ぜられて欲しいのである。市制第七十三條に依る大都市の吏員の任用、分限に付ては勅令を以て之を定むとあるが、市制は幾度も改正されたが未だ此の勅令は發布されな

いへ此問題は或は官吏以上に困難が伴ふかも知れない。されど度々起る吏員の更迭事情を觀察しては假令地上に天國なしとは云へ、良吏の地位に自治事務の恒久性を終局的に確保する爲め、議員の自制に適正な立法に依つて、此の難澁な自治人事問題が、他の榮譽權の附與等と共に出来るだけ明るく徹底的に解決せられむことを希望して已まぬ。

一般投票制へ

小倉 庫次

一般投票制 *Referendum* とは言ふまでもなく、一定の事項に就いて可否の意見を一般公民に聞く制度である。一般投票制の形式には二様ある。即ち、一定数の公民の要求ある場合に一般投票を行ふものと、成法に規定する一定の事項に關しては必ず一般投票を用ふる場合とである。一定数の公民の要求に依り立法議會に或事項又は或法案の提案並に審議を強制する直接發案權 *Initiative* の制度も亦一般投票制と相似のものである。兎に角、この兩制度は公民が直接に合法的に政治に對しその意思を表明し、政治を一般的に統制する方途である。

一般投票制は通常憲法に依つて國政に關し認められてゐる。歐米諸國中には瑞西をはじめ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、アイルランド自由邦等の英帝國の諸邦、瑞典、獨逸、エストニア、リスマニア、ラトヴィア、オーストリア、チエコスロヴァキア、米合衆國諸州等この制度を認めてゐるものが頗る多いが、概ね一般的に全國民及全州民に之を認めてゐる。そして、この制度に依り屢々實際に一般投票が行はれた。この制度を地方自治の上に認めてゐるのは、この制度の祖國、スウェーデンも云ふべき瑞西も、それから米合衆國とである。米合衆國に於ては一九〇七年デモイン市が所謂市委員會制を採用したと云ふに、その制度の中に *レフェレンダム*、*イニシアチブ*、*リコール* の三制度を包含したのが最初で、それから *ボートランド*、*オレゴン*、*ロスアンゼルス*、*シアトル* 等の委員會制をこらぬ都市もこれ等の制度をこり、その後多數の都市に及んでゐる。

自治とは讀んで字の通り自ら治めることであり、地方自治とはいふ迄もなく地方公民が共同の利益の爲めに共同の精神を以て協同して諸般の公共事務を處理することである。従つて、地方自治本來の姿からいへば地方公民が一同集會を催して共同事務を處理するのが本當であるが、此の如きことを廣い範圍に亘り、しかも繁多の事務に就いて行ふことは殆んど不可能であるので、そこに *デモクラシー* を基調とする代議制度が発生して來たのである。自治行政に於ける政治制度は、市長といはず、市會といはず、すべて自治濟美の手段である。而して、之等の機構は自治公民の總意の支盤の上に立つて始めて存在の意義があるのである。故に、自治公民の總意は一國の制度を案さぬ範圍に於て、法令の許す限りに於てその行政制度を變改する權能を有つべきである。又自治公民の總意はその總意の選出にかゝる機關、例へば市會議員、市長の如き不當と認むるに至つたときは之を解職する權能を有つべきである。リコールの制度の主張はこゝにある。これと同じ意味に於て、自治公民の總意が一定の場合に直接にその行政に參劃する、即ちその事務を處決するといふことは、いはゞ代理人の代理權を押へて本人自ら行爲するものともいふべく、自治本義への還元である。一般投票制を認むることは自治權の異常なる擴充といふべきである。

一般投票制は、理論上は自治の本義に合し自治權の擴充であることは疑ひないとしても、それが果して實際上十分効果を發揮し得るや否やを考へなければならぬ。從來、わが國の地方自治政、殊に都市行政に於て最も嘆はしいとされた點は市民が自治政に冷淡であるといふ點である。そして、自治政上に生ずる腐敗弊害の九分九厘は之に基因してゐるといはれる。事實さうである。従つて自治政向上の第一は地方公民をして自治政に關心を有た

しむるにある。それには、選舉權を擴張することも、婦人に參政權を附與することも、公民教育を普及することも、地方自治政の實狀を公民一般に知らしめることも皆必要である。然しながら、自治の關心を高むる上に於て就中必要なのは一般投票制を認むることであると思ふ。如何に自治に關心を有つべく要請されても、直接その意思を以てさうする法的力もないとすれば、市民は市政に對し興味も關心も有てるものではない。四年に一度の議員の選舉、それだけが市民の意思を法的に表明し得る唯一の機會で、それがすめば後はさうすることもできない。それなのに、私生活に忙しい市民に向つて市政に關心せよといふた處で無理である。百の説法よりも一筋の實際的途を開くことが肝要である。一般投票制はよく市民、公民の自治政への關心を十分繋ぎ得るであらう。又、例へば市理事者と市會とが意見の相違した場合に一般投票に依り決する様な途を開いて置けば、執行機關といはず議決機關といはず、いづれもその行動が自然極端に走らず中正を保つことにならう。即ち、一般投票を用ひずしてすでに効果を發揮し得る。又、自治政の公明も自らこの制度に依つて所期されるであらう。要するに、一般投票制は或は實施上の面倒乃至經費の如きを償つて餘りある十分の効果を有つてゐることを信ずる。一二の都市に試験的にでもこの制度をやつて見たいものである。

制度改廢上の用意

龜 卦 川 浩

我國の地方自治制度が數回の改正を重ね、殊に近年に及んでそれが頻繁になりつゝあることは人の知る處である。何故かくも頻繁に制度の改正が行はれるかの原因には、無論色々あるであらうが、凡そ次の如きものを挙げ得るであらう。

- 一、制度の土臺ともいふべき社會事情が逐年急激に變化しつゝあること
- 二、立憲治下に於て、各政黨が花々しき政綱を掲げて國民に見える結果、俚耳に入り易き、制度の改正といふ兵法を選ぶを得策とすること
- 三、實際政治運用の必要上、往々にして不熟の立案を餘儀なくされる場合のあり得ること
- 四、國民が各種各様の立場から即効藥なる制度の改正を叫んでやまないため、當路者も自ら改正の必要を感じしめらるる機會が多くなること
- 五、一般に制度に頼りすぎる傾向が濃厚で、氣永く運用に工夫を凝らすよりは手取早く制度の改正を圖るこいふ氣風の強いこと。このことは又國民參政の現代に於ては制度はいくらでも改正し得るものだとの觀念によつて一層強められる。

數へ上げれば何れも今日の時勢として免れがたいものばかりのやうであるが、そこに多少なりとも反省の餘地が

ないであらうか。

凡そ制度を云ふことは、當代の流行である。あれも制度、これも制度、あれも社會の罪、これも社會の罪。個人の反省、個人の努力の如きは制度の前、社會の前には正に白日下の行燈にすぎない如くである。確にさる一面もあるに相違ない。同じ一里を行くにも電車で行くの親譲りの膝栗毛をかるのでは速度に大きな差があり、同じく電車に乗るにしても運轉系統その他によつて少からざる差を生ずるのを見れば、數萬乃至數百萬の人口を包容し、諸般の生活關係複雑を極むる都市の政治がうまく行はれるかどうかが、大にその仕組即ち制度に左右されるものなることは一點の疑をいれない。しかし同じ制度でも運用の如何によつて種々なる効果の差を生ずることは認めねばならぬ。尤も、極度に單純なる制度、之を運用するに當つて特殊の獨創力を要し、運用する人の如何によつて甚しき差を生ずる如き制度は、制度としては最も拙なる制度で、特に大衆の協力を要求する自治制としては不適當のものであらう。一口の名刀、或は活人劍なり或は殺人劍なるが如きは、少くも當世向ではなく、當世としては寧ろ安全剃刀式のものを探るべきであらう。所謂法、三章といふが如きは當代の立法家に對してブレーキ的效果はあるにしても、之を本格的準則としてすゝめるべき價值のないことは明である。

しかしそこまで極端に走らないにしても、制度そのものよりはその活用に骨を折るこいふ方面に眼をつける必要はないであらうか。これが一個人の私有物ならば幾度いかやうに改めても隨意であるが、自治制度の如きは天下萬民の齊しく相關與するものである。與へられた制度に慣熟して十二分に之を受用し、遺憾なく之を驅使するまでには、相當の年所、絶えざる努力を要すること論を須たない。無論枝葉末節の點に於て隨時改正を加へて行

くことは、時運の進展目まぐるしきまでに速なる當世としては、誠に止むを得ない處である。只制度の根本に向つて絶えず改正を加へては、國民は終始新制度の慣熟に疲れ、遂にその醍醐味を喫する暇なくして止むであらう。

近頃唱へらるゝものに、市長直接公選論がある。これなごも市會なるものが、市長選舉の一事に限つては特別に不適當だこの論據があるのでなければ、聊かあせり過ぎた議論のやうに思はれる。市會は市長選舉の權限を有するに有せざるに關係なく、之を立派なものにしなければならぬ。市長の選舉方法を改めたところで、市會そのものがよくされる譯ではなく、市會が改められざる限り未だ問題の根本は刈り取られたと言ふことは出来ない。市長直接公選論は畢竟自治心の漸養による市政の向上を難しにして、制度改正の易行道につくものと言つてもよいと思ふ。

立憲治下に於て、制度は與へられたものだを觀念することは一の矛盾であるに相違ないが、それにしても作れるから作る言つて、既存の制度に沈潜し、味到し、悟入するの暇なくては千百の制度改正も徒勞に終るであらう。

擴充を要する地方自治費

岡野文之助

地方自治體は、中央政府と同じく、國家内の一部面を形成するのだから、中央政府が地方自治體に、その事務を分任するのは、現行の如く、不合理の話ではない。しかも將來、國政事務は益々擴大するの傾向にあるから、地方自治體に分任すべき事務の分量も、益々増高するのは豫測できる。

だが、近來のやうに、これが所要經費を補給するにこなしに、或は費用の小部分しか償ふに足りぬほどの補給をして、何にもかも中央政府が本來なすべき事務を、地方自治體に押つけて了ふにこしには一應の抗議が必要である。例へばほんの一例であるが、近來そのために多額の地方債が起されつゝある失業救済事業にしても、本來は國家がその費用において、全部なすべき性質のものではないか。

かくていはゆる地方財政膨脹なる事實も、實は、この種委任事務費の膨脹がその重大な素因をなしてゐることを發見するのである。財政統計が不備のために、地方費中、幾許が、委任事務費であるか、明確に捕足するにできぬが、今、地方自治體たる道府縣、市町村の歳出中、主要委任事務も目すべき教育、土木、衛生、勸業、社會事業、警察及び都市計畫等所要經費を、大體この種の費用と觀、その他を自治體固有の事務費とみるべき、昭和五年度豫算において次の如き數字(三九頁所載)を示すことになる。

しかもこれ等の國家的委任事務は、地方自治體の拒むことを得ざる義務として課せられて居り(府縣制、市制、町村制、各第二條)

府縣を除く市並びに町村にはかかる費用に對する監督官廳の強制豫算制さへ許されてゐる(市制第一六三條、町村制第一四三條)。

委任事務費の膨脹は、前述の如くなれば不可避的の傾向でもあり、自治體としては何にも、それ自體としては不平をいふべき筋ではない。だがこれを賄ふべき公共收入の配慮が適當に拂はれぬにふきころに不平があるべきである。なるほど、中央政府は、その委任事務のために地方自治體に對し、年々二億圓内外の補給をなしてゐる。しかしこれも前掲委任事務費に對しては、僅かにその二割乃至三割位の補給をなしてゐるにすぎぬ。しかもまた自治體の賄ふべき收入の大宗としての租税——その税源中のめばしいものは殆んど中央政府の先取するところであり、地方團體としては、國

	道府縣		市		町村		平均	
	實數	割合	實數	割合	實數	割合	實數	割合
國政費	三三、二六三、千円	八・三%	三一、八八六、千円	四・四%	二四、九二八、千円	三・〇%	二九、二九六、千円	五・五%
自治費	七九、一五〇、千円	一九・七%	三三、四四九、千円	四・六%	二九、一八三、千円	三・〇%	六三、三八三、千円	四・五%
合計	四〇二、四一三、千円	一〇〇・〇%	六六、六六六、千円	一〇〇・〇%	五四、一〇一、千円	一〇〇・〇%	九二、六七八、千円	一〇〇・〇%

税附加税として極めて制限された率においてか、乃至は家屋税及戸數割他雜種税等と極めて弾力性に乏しい、いはゆる貧民税的色彩

の濃い惡税の評高きものゝみである。

かくて地方財政膨脹の事實と逆比的に地方財政窮迫の事實が當然に到來せざるを得ぬ。しかもまたかかる事實は地方税の増徴を餘儀なくせしめ、地方民の租税負擔を加重せしむる結果となつてゐる。あだかも、飼料を與へずして重荷を負ふ駄馬を鞭うつが如き有様ではないか。「地方自治」の不振も、實はこんなところに重大な、本質的な原因があるのではないか。重荷を負はせるなら、負はせるだけの營養を常に與へてやらねばならぬ。

かくて地方團體の財政需要を正當に満足させ、ひいては地方民の財政的負擔の輕減を策するがために、財源配分の上に、抜本的の改革が必要となつて來るのである。なるほゞ、この點で、政友會が多年主張する地租及營業收益税の地方移讓論も、民政黨が主張する義務教育費全額國庫負擔論も、これが一つの現はれみみるべきである。だが、こゝにいふ個々の問題のみの解決で果たして上述の如き諸矛盾を全面的に解決することができらうであらうか。一時の膏藥張の對策は、結局、より大なる矛盾を將來に約束することになるばかりであらう。

かくてこれ等の諸矛盾を全面的に解決するために、中央政府並びに地方自治體の、國家内における地位並びにその相互關係を正當に再認識し、兩者財政を相關的、統一的に觀察して、其處に、中央、地方財政間における公平なる公共収入の配分を案策すべき必要が切迫してゐるこゝいふべきである。この種の抜本的な改革なしに、幾度、税制其他財政制度の改變をなすもそれは結局徒勞に歸するであらう。

そしてまた、かゝる案策の樹立の上こそ、眞の地方自治政の發展が始めて可能であるこゝいふべきである。

市町村制上に於ける租税の觀念

小 田 忠 夫

一般財政史の分類に従ふと中世は特權收入時代若くは官有地收入の時代に屬し、現代は租税收入の時代に屬してゐる。而して租税は公權力を維持する爲の國民の貢獻であり、その發達は最近に於いて著しきを示してゐるが、その歴史的意義は國家を前提として始めて理解されるものである。従つて國家發生以前の社會例へば古代民族社會に於ては租税なるものは知られなかつたし、更に又近世資本主義國家發生前の社會即ち封建國家に於ては官業收入その他特權收入の支配的地位に及ばなかつたのであつた。蓋し近世資本主義の勃興に伴ふ巨大なる生産力の發展こそは租税をして收入上の最重要な役割を占めしむるに至つた原動力だからである。

租税と地方自治體の關係を見る爲には先づ國家と地方自治體との關係の進化を明にせねばならない。蓋し近代國家の成立と共に自治制本來の精神と制度とは國家の制度によつて蹂躪せられ、その自律制は消滅し完全に國家制度へ溶解するに至つたからである。「かくて何れの國に於ても今日に於ける地方自治なるものは畢竟するに國家制度の地方的設備としての自治たる事に於て地方的であり、且つ自主的であるのみであつて、要言せばそれは官治的自治に過ぎないのである」。特に本邦の自治制の如きは歐洲近世の政治的經驗を多分にこり入れ、全國を通じて規劃の統一された法律的基础の上に立つてゐる結果その官治的自治體たる特徴の著しいものがある。

従つて本邦自治體の活動の基礎たる財政收入に於いても租税收入は國家に於けると同様主要なる地位を占めてゐる事は左記數字の示す如くである。但し市に於て割合の次第に減少して來てゐるのは各種企業經營に伴ふ特別經濟の増加に據る普通經濟割合の相對的減少の爲であり、その普通經濟のみに對する割合は決して町村に劣つてゐない。即ち之によつて税收入の割合は獨り國家に於てのみでなく自治體收入に於いても決定的に重要な地位にある事が判る。

然らばこの歴史的に重要地位にある租税の觀念が本邦自治法規中に如何にこり入れられてゐるであらうか。市制、第百十六條及町村制、第九十六條に據るに市町村はその經費支辨の爲に先づ「其の財産より生ずる收入、使用料

1 大内兵衛「財政學大綱」上卷一三〇頁。
2 内務省地方財政概要に據る。
3 「日本都市年鑑」第一二六一三〇頁參照。

手数料、過料、過意金其他法令に依り市町村に属する収入を以て前項の支出に充て仍ち不足あるときは市町村税及夫役現品を賦課する事を得」にある。これに據るに本邦市町村の収入は先づ財産その他の収入を以て第一次の収入となし、尙ほ不足する場合にのみ租税及夫役現品の賦課が許されてゐるに過ぎない。この規定は中世特權收入時代に於ける自治體の收入規定としてはともかく、資本主義的社會に於ける自治體の收入規定としては實狀に適せざるの憾みがある。

田中廣太郎氏はこれに對して本邦市町村に於ける税收入割合が立法當時すでに重要割合を占めてゐたこと云ふ統計數字をあげて

	市歳入 總額	市税	市歳入 に對する 割合	町村歳入 總額	町村税	町村歳入 に對する 割合
明治二十四年	二、五三六、千四	一、四四一、千四	共計 二、八三三、千四	一四、二二七、千四	六、六六六、千四	共計 二〇、八九三、千四
明治三十九年	四、三三八、千四	二、一〇〇、千四	共計 六、四八三、千四	四、九五一、千四	一、三三三、千四	共計 六、三二四、千四
大正元年	一、七〇六、千四	三、二九七、千四	共計 四、〇〇三、千四	八、九三六、千四	二、九三三、千四	共計 一、一八六、千四
大正十四年	六、七〇七、千四	一〇四、七五七、千四	共計 六、八一二、千四	二、五五九、千四	二、九三三、千四	共計 五、四九二、千四
昭和元年	八、七〇三、千四	二、一四三、千四	共計 一〇、八四六、千四	二、九三三、千四	二、九三三、千四	共計 五、八六六、千四
昭和五年	六、三三三、千四	一、三三三、千四	共計 七、六六六、千四	二、九三三、千四	二、九三三、千四	共計 五、八六六、千四

「市町村は立法當時税外収入を以て經費を支辨し得べきを豫想し又はこれを理想としたものであるが如く謂ふけれど、上示の統計に依つて之を稽ふれば立法の當初此如き豫見を爲したと云ふのは餘りに事實に迂遠な事であり、恐らく眞實に非るべく、又之を理想としたとしても容易にその實現の機に到達するを望み得ないのであります。それ故に市町村制の法條は單に財政經理の原則を順序立て、書いたものと見るが至當でありませう。」

こ説いてゐられるが、それは勿論法文の運用的解釋としては便利であらうが、法規中に表現されてゐる立法者の租税觀念に對する解釋としては認識不足の感なきを得ない。現に田中氏のかゝる説にもかゝらず島村他三郎氏の如きは租税は市町村收入に於てはあくまで例外的收入たるべしと述べた上、左の如く説かれてゐる。

「市町村税を例外的收入財源と認めたる立法上の理由は國家の根底たる市町村の財源を涸渫せしむる弊を避け、可及的其所有財産より生ずる収入に相當する範圍内に於て公共事務施行の費用を支辨せしむるの趣旨に出づ。蓋し市町村に於ても亦國及上級地方自治體と同様租税を以て原則的收入とし、財産を強制徴収する時は負擔義務者は同一の國民なるが故に勢ひ其負擔の苛重に疲弊し國家の財源を涸渫せしむる虞あるのみならず、市町村をして其公共事務の執行につき團體自治體の固有財産能力如何に内省せず其能力に相當せざる多數の經費を費して事務を執行せしむるが如きは自治の本旨に適合する所以に非ざるが故なり。」

氏の所論は本規定の立法理由を粗朴的に表現してゐるに共に、更に又自治體の課税によつて國家の税源涸渫を憂へるが如く、國家に自治體を對立的二元的に把握してゐられる。従つて又自治體をば一面「國家の根底」にして規定しながらもその間の有機的關係に對しては認識の不充分さを示してゐる。例へばその施設の殆んど百%までもが國の事務に屬してゐる自治體の「公共事務の執行につき」財産能力なき場合は「自治の本旨に適合する所以に非ず」にしてこれが執行をば一に「財産能力」にかけてゐるが如きである。

だが然し氏の説には自治法規制定當時の立法者のイデオロギーが純粹に表現されてゐる様に思はれる。蓋し法規制定當時の本邦社會の發展狀態から見るにそこには未だ完全なる資本主義社會の成熟がなく、尙ほ多分に徳川以來の封建的殘滓が存してゐた時代である。従つてそれらの基礎の上に立つイデオロギーが當然に法規中に織りこまれた事は想像に難くない。その後法規は幾多の改正を見ながら、尙ほ收入の項においては以然として名残を止めてゐるを見るが至當ではなからうか。

然るに今や此如きイデオロギーは事實の發展の前に消滅の運命に當面してゐる。自治體、國家、この關係は對立的に把握すべき何等の根據もない。そこには單に統一の權力意思の發動による單一的一體の關係が存する丈である。従つてかゝる時代に於いて尙ほ國家に自治體との差別を主張してその收入原則を異ならしむるが如き規定は明に不合理であり、それは恰も自治體政黨化の社會的必然の前に目を覆ふの論と一脈相通する時代錯誤である。我々はその故に市制第百十六條及町村制第九十六條に於ける租税に關する規定を合理的に改正されん事を希望するものである。

物的技術の進歩

樫 木 徹

都市は曾ては一般土木學徒がその習得したる學理を殆んど專斷的に實試するの練習場であり、從てその作品は都市生活の實際に即したものは必ずしも云ひ得なかつた。然るに今日では之は許されない。都市の土木には特異の見解が要る。斯くて都市工學が生れ出た。云ふまでもなく茲に工學はこれ迄技術と呼ばれ來つた所謂物的技術(物質技術)のこゝである。之に含まれる問題は數多く、都會人口密度の増加につれてその内容は益々複雑になる。そして輒近都市工學は驚歎すべき著しい進歩を遂げた。

如何なる都市も安全豊富の上水なくして存続することが出来ぬ。傳染病による死亡率の急減が上水供給及び汚物處理方法の進歩、食料の保護、住居の改良等によるこゝ大なるは云ふまでもない。給水能力の増大を目的として、消防及び雑用水道の方式が既に實用されて居る。上水供給に於て機械的淨水法に代る鹽素殺菌法或は下水處理に於て撒布瀘床法に代る促進汚泥法の出現、食料配給貯藏に於ける冷凍工業の進歩、牛乳の生物學的問題に對するバスター殺菌法、空中衛生特に煤煙防止に於ける燃料及び燃焼の改良或は動力の電化若くは電氣收塵法及び中央暖房方式等の採用、塵芥處理に於てバクテリアを活用し無害の肥料を得るのベツカリ法或は脂肪を回收する還元法の實用など、都市衛生への工學の寄與は大である。

狭小なる一定區域に於ける經濟活動の集中は都市特有の交通問題を惹起する。街路交通輻輳の緩和、事故發生

の防止並に交通移動の促進への方策は現代都市に於て最も痛切に要望するところである。將來主要區域の沿道建築物は、その新築改造に際して建築線内にアーケード歩道を設け得る様又自動車收容室を設け得る様構造せしめられなければならず、之等また既に實施の可能性及び實用性は充分確認されて居る。交通整理に關する電氣工學の諸方面特に光電效果の應用、勾配鋪裝その他街路の一般設計特に二重街路並に交叉點に於ける高低交叉方式の採用、街路效用の増加及び交通事故の低減並に街路の美觀に重大の貢獻をなす街路照明方式に於ける屈射器の發明及び燈火點滅のためにする遠方制御方法の發達等は見逃すべからざるものであらう。

運輸施設の整備は都市の活動發展の計畫につき特に考慮を要するところである。大量輸送に嚴たる地位を占むる路面電車は電氣技術の進歩に伴ひ地下埋設物に及ぼす電解腐蝕及び通信線に及ぼす誘導障礙の諸問題を解決して、運轉の能率及び經濟並に外觀の優れたる單式電車線方式の採用を容易ならしめ、或は降雨少き鋪裝區域に於て無架線方式を可能ならしめた。自動車工業の發展は路面電車の補助機關として或は自由且つ優秀なるサーヴィスを提供する機關として廣く利用さるゝに至つたが、最近ではディーゼル・バスへ出現せんとする。電車と自動車の外見的融和は所謂舊き考案の新らしき適用になる無軌道電車に於て見出される。今や之は明らかに、都市運輸の行詰りに對する新生命の吹込みに成功した。不定路線又は超美觀地區に於ける運轉に好適するガソリン電氣自動車の實用、輕快容易且つ無音の運轉を目標とする電氣自動車の發達、或は更に進んでは高速地下鐵道の建設、無停止無音の歩行者移動裝置の考案等幾多吾等の注目すべきものがある。

都市人の日常生活從て都市の存続に必要缺くべからざる電氣及び瓦斯の供給——之れ工學の最も偉大なる貢獻

ではあるまいか。

舊くは無視輕視され居たる都市計畫は、今では頗る重要な地位を占めて居る。社會の要求が停止することなきために之には不斷の注意が要求されるのである。都市工學は之に對しあらゆる部門の工學を消化吸収してその計畫實施にそなへて居る。噪音惡臭及び震動の防止、色彩俗化の矯正、水面汚染の改善等、すべて工學研究に俟つところが極めて多い。都市技術者は都市の物的要求の實現のために、その低き地位に甘んじ理解なく削減されたる實施豫算を以て銳意都市の改良に従事しつゝある。その實績に顧りみて、その技術の向上進歩をひたすらに希望ふ。

自治體の事業はそれが公營造物たる公經濟たるを將又公益企業であるを問はず近來益々複雑多様になりつゝある。之に對して都市工學は——換言すれば所謂物的技術は著しき進歩を遂げて技術者の公正なる之が運用に相俟つて偉大なる貢獻をなしつゝある。

然らば所謂行政技術の方面は如何。自治體の特色が奉仕をもつて共同生活に貢獻するにあるとするならば、物的技術に於ける努力協同こそ、都市行政に携はる人々の鑑みなすべきものではなからうか。

市町村政内容の公開

猪 間 驥 一

各人が地方自治體の一員として、その居住する都市及郷土に於ける共同生活の安寧幸福を増進を圖らんとするにあつては、先づその自治體の實狀に對して明確な知識を有たねばならない。自己の住む市町村の規模と特質が如何なるものであるか、住民より如何なる費用を徴收して、之を如何なる目的に使用してゐるか、その施設の效果は如何、その運用の方法は如何。斯る自治の内容をなす事實に盲目にして、如何にして愛市中心愛郷心が起り得るか。愛市中心愛郷心無くして、如何にして地方自治の發達を庶幾し得るであらうか。尤も地方の小町村に於ては、其の地域も狭く人口も少ないだけに、口傳や簡単な揭示等を以てしても、此等のことを住民全體に徹底させる事は、必ずしも困難ではないが、相當規模の地方自治體、特に都市になるに、餘程組織的な努力をするのでなければ、之を成就する事は困難である。その努力のなされざるがまゝに放置された事が、今日地方自治特に都市の自治體の發達を妨げてゐる事少なからず思はれるのである。

市政内容を廣く市民に知らしむべしと云ふ時、その具體方法としては種々なるものが考へられるが、先づ最も重要にして、而も比較的速かに爲し得べきこととして、市政運用を決する會議の議事を公開すべきこと、市の豫算決算を市民に徹底的に説明すべきこと、市の施設經營の概況を廣く市民に知らしむべきこと、等を擧げる事が出来る。斯く云へば、反問が起るであらう。此等は何れも既に行はれてゐる事ではないか。成程形式的には

確かに現在してゐる。不幸にして比々皆徹底を缺いてゐるのである。

第一に市會の議事は現在既に公開せられてゐる。併し重要議案に對しては、市會は單に形式的な討論採決をなす場所に過ぎないで、實質的には、之が審査を附託された特別委員會が事の成否を決する機關である場合が少なくない。また重要事項にして市會の權限に屬するものが、市參事會の決定に委任されてゐるのも、可なり廣汎に及ぶのである。然るに市參事會や特別委員會の議事は全然公開されない事になつてゐる。これ甚だ徹底を缺く點であつて、斯る不公開なる制度が、市民に對し隱微の間に市政を腐敗せしめる原因となることが少くない。公開の方法に就ては、種々な方法が考へられよう。必ずしも一般市民の傍聽を許せしむるのではない。意志ある所道あり。要は市政をして、明朗、如何なる點よりも觀察を可能ならしむべき原則を確立するにある。

第二に豫算決算の公開も、市民の代表者たる市會に對して書類が配布され、質問應答が行はれる以上、形式的に備はつてゐるに云へないではない。併しそれは飽く迄形式に過ぎない。彼等の支拂ふ租税や手数料が如何に市に与り必要であるか、それらが如何に市に對して支拂はれ、市に於て如何に使用され、如何に市民の便益を供してゐるか、今後市民のために爲すべき施設として、如何なる事を當局は考慮してゐるか、之に對する費用の調達は如何すべきか、云ふ様な點に關して、市民をして十分納得了解せしむべく、現在の豫算決算様式は、餘りにも不合理に専門技術化して居り、また餘りにも狹少の範圍にしか印刷配布せられない。簡單なリーフレットとして、兒童走卒にも理解し得る平易な説明を附し、市民の大部分に配布することは、必要であり、有用であると同時に、實施不可能のこゝではない。

第三に市の施設狀況を要録して人に知らしめる事に關しては、現在既に各市共統計書、要覽等を年々刊行して、その手段を盡してゐるかに見える。事實、都市によつては、その編纂敘述頒布方法の可なり行届いたものもあるが、多くは單に形式的完備に過ぎないで、實質的には甚だ不徹底なものである。その内容は多く無味乾燥な數字表の羅列に過ぎず、稀に敘述があれば、それは極めて御座なりのものであるか、或は名所案内や地誌的事項にのみ詳しく、自市の市民に、彼等が共有の富として如何なる施設便宜を有し、彼等が共通の悩みとして如何なる缺陷を有するか、を知らしめることを目的として書かれたものではない。而してその頒布せらるゝ先も、一般市民は殆ど問題外であつて、市當局と市會關係者以外には、専ら他市よりの見學者遊覽者にのみ厚い云ふ現狀である。斯てそこに出来るのが、自市の事に不案内なる市民なのである。

以上述べた事實は、何れも市民の市に對する關心を鑿き強める手段方法にして、現在形式的に一應備はつてゐるが、不幸にして實質的に徹底を缺いてゐる、云ふものに關してであつた。併し之を他面より考へ直せば、改善への道は、幸ひにして既に其の素地は現存してゐる云ひ得るのである。事はたゞ機運の醸成、意氣の熱ある人材の出現を待つばかりになつてゐる、云ふべきであらう。

徹底せよ自治の教育

平野 眞 三

氷山は一割は海上に浮び九割は海中に没して居る。今烈風が西より東へミ強く吹き、是を東へ吹き流さんミしても潮流が反對に東より西へ流るゝミきは氷山は依然風に逆らつて西へミ流れるのである。此現象は宛然我が自治の現況に彷彿たるものでなからふか。爲政者並に關係者は孜孜ミして制度の改善、市政の淨化、自治心の涵養等に精進して居る。さりながら自治の現況は如何。市理事者の瀆職、市會の疑獄、市民の自治政に對する無關心等其厭ふべきもの擧げて數ふるに遑ない。是畢竟氷山に於ける烈風ミ潮流の關係の如きものにて、制度の力、規律の力を以て社會を自治の成果に嚮て進展せしめんミするも、社會の底を流るゝ暗流は、制度の定むるころ、立法の精神の嚮ふころミは容易に一致せず、稍ミもすれば寧ろ逆に流れて喝まぬのである。而も此暗流は吾人の意識の上に現はるゝミ極めて稀であつて、偶々瀆職ミなり、疑獄ミなつて貌を變へるに至て始めて是を認識し愕然たるものがある。

人は言ふ、制度を遺憾なく整へ、而して是を鐵壁ミして、如何なる當事者が是を運用するも、精巧なる機械のその如く、進む可き途を走て誤らぬやに爲す可きが最も賢明なる方法なりミ。蓋し、かゝる整備せる制度を生み出し得るなれば是に優るミなく、又かくあるを制度の研究家は目的ミするところである。が然し、制度を運用するも人なれば、又制度に依て統制さるゝも亦人である。此人の改善を圖らぬ以上所期の根本的改善を期し得

東京市政調査會

ざるも亦多言を要せざるミころである。然らば我國の自治に於ける人的改善即ち教育並に訓練の現狀はさうであらうか。先づ一般的自治教育、公民教育に就て見る。吾人は從來儒教的且つ佛教的思想に感化を享け所謂五倫の道の教には相當嚴格なる訓練を経て來たのである。從て其培はれたるものゝ多くは知人間の道德であり教であつた。而して未知の人の間の道德、公衆の間の道德に就ては殆ど教へらるゝミころが無かつた。蓋し往時に於ては社會組成の性質上此範圍の自治的公民訓練を以て事足りて居たのであるが、現代の如く立憲的自治に社會組織が複雑化したる今日に於ては、此公民的訓練の缺除が、社會の有機的構成に根本的欠陥ミなるに至つたのである。然らば學校教育に於ては如何。その基礎的教育たる初等教育を見るに、教ふるミころの徳目は狭小なる意味の國家に對する道德ミ個人道德ミに過ぎない。勿論國憲國法に關するもの、市町村自治制に關するものは無いではない、然しそれは餘りに形式的であり且つ空疎である。又個人道德は榮譽榮達、自己防衛其他一身の立場ミしての道德である。而して公民ミか、市民ミか、社會生活の道德、共存共榮の道は殆ど顧慮されて居ない觀がある。今茲に修身及國語の教科書に收録せる題材を見るに大體に於て非現代的であり、兒童の實生活ミ没交渉であり、餘りに地方的であり、無味乾燥である。徳目の例話に於ては内面的徳目少くなく、思想に不調和あり、不適切あり、職業道德に關するものは殆どなく、殊に世界的、國際的徳目に至ては皆無にて、我國民の自治的公民教育に於ては世界的道義心、世界的公民の思想の涵養は無視せるものミ云ふも過言ではあるまい。又是を現代の初等教育當事者に付て見るに自治の觀念を充分に理解するもの少くなきが如く、從て兒童の訓育に當り往々錯誤なき能はざるものがある。

1 研究報告

第1篇 都市の郊外地統制、第2篇 街路交通の統制、第3篇 受益者負擔金の各議題に對する一般提出論文と主報告者七氏の研究報告を収む。

540頁、定價 3.00圓

2 參考資料^{甲編}

第1篇 都市郊外地統制、第2篇 街路交通統制、第3篇 受益者負擔金、第4篇 都市膨脹趨勢に亘り參考となるべき統計的資料を網羅す。

210頁、定價 2.50圓(絶版)

3 參考資料^{乙編}

第1篇 關係法令には各議題の基本的法令と受益者負擔規程を收録し、配するに獨逸の郊外統制關係法律及參考文獻目録の2篇を以てす。

230頁、定價 1.50圓

4 議事要録

會議開催の趣旨、經過、報告及討議を、總説篇、準備篇、報告及討議篇(速記録)、追録篇の四篇に分ち第二回會議に關する諸般の事項詳細を記述す。

定價 3.00圓

第二回 全國都市 問題會議 關係文獻

東京市政調査會編纂

本邦都市經營上の劃時代的企圖、全國都市問題會議！ 特筆すべき第二回會議、その規模、その内容！ 會議の市政界に投じた刺激と示唆は掩ふべくもない。該會議に於ける三大議題——

都市の郊外地統制・街路交通の統制・受益者負擔金

は斯道第一線の人々によつて、凡ゆる角度から検討され盡した。今會議の精華、問題解決の秘策を盛つて本文獻が完成された。

然らば補習教育及中等教育は見るに、これ又初等教育に於ける同型的缺陷を反覆し居るに過ぎざるものがある。

最後に、家庭教育は如何、家庭生活が時代の要求に適合せるもの少なく、其訓育の主義方針に於て立憲的自治的公民を育成するに適せりと思考せらるゝもの亦寥々として曉の星の如きものである。從て比較的訓練しやすく且つ效果多き幼少時を無爲に過ぎしめ、且つ學校に於ては學ぶに少くなくして社會に出て、社會を構成して自治の成果を結ばしめんとしても、結ぶべきわけがあらふ筈はない。吾人は事あらば簡單に議員を批議し、惡罵もする。然し議員に投票したるは吾人ではないか。即ち吾人の自治の力の反映に過ぎぬものにて罪は獨り議員にのみ歸すべきであらうか。家庭に於ける自治的訓練たるや論を俟たず主婦の責務である。然るに現代に於ける婦人の此種の事象の關心亦極めて薄く、無理解であり無自覺であり到底是に改善を望む事は前途遼遠なるものである。時偶婦人參政權の論議さるゝ今日、婦人の自治に對する本務はかゝつてこのより良き第二の公民の成育訓育にあるのであつて他に希求するの多くはない。

由是觀之、我國自治改善の要諦は制度の改善に相俟て人の改善に精進するより他に途はない。



東京市政調査會發行 東京市日比谷公園内
振替東京71609番

◆公益企業の概念と其諸問題

菊判三頁
定價二錢
共計四錢

No. 13

我國法上に於ける公益企業の地位は一面に在りては、「權利宣言」に基く憲法に

東京市政調査會理事

池田 宏著

導出せる土地收用法の法系と、公益事業の重要性を認識せる社會通念の法化したる爭議調停法を宗として、各種公益事業に對する特別法の上に種々の經緯を詳らかにして、其の社會的職能に負ふの權利義務を明らかにすると共に、他の一面に於ては此等特別法上に於ける企業としての規模を審按して、之を技術上及經濟上の要求に基きて檢校し、別に之を自治制の機構上に照らして、企業の形式と、之が運営上、其の社會的職能に負ふの機能を充し得る所に、其の眞の企業體様を闡明にし、且つ此の企業に對する公けの統制見地に亘りての國及公共團體の使命上に於ける作用が、如何に行使せられつゝあるかを檢しなればならぬのである。(本文より)

都 市 問 題 パ フ ィ ン ツ ト

法學博士 關 一著 再版

No. 5 市營事業の本質

法學博士 關 一著 再版

No. 7 下水道事業の經濟

東京市政調査會發行
定價送共料各冊二十錢

東京市政調査會定期刊行物

日本都市年鑑

昭和六年 第一回版

菊判六號及九ボ組・全七一頁・內容見本郵呈
背革最上製函・定價金五圓・書留送料二錢七

月刊都市問題

評論研究資料解說講座事事情文獻欄等

菊判九ボ及六號組・全六一頁・內容見本郵呈
定價部十五錢・送料一錢半・一年郵稅共五圓半

財團法人東京市政調査會編纂

東京市麹町區比谷公園內・振替東京七一〇九

都市問題パンフレット

(N. 2-4 は品切) 送料各冊二銭
東京市政調査會發行

N
01 法學博士 小林 丑三郎 (再版) P. 25
都市財政の根本的改善 10 Sen

N
05 法學博士 關 一 (再版) P. 38
市營事業の本質 10 Sen

N
06 醫學博士 藤原 九十郎 (再版) P. 37
都市の塵芥處分問題 20 Sen

N
07 法學博士 關 一 (再版) P. 26
下水道事業の經濟 10 Sen

N
08 東京市政調査會 P. 46
市會に關する制度改善諸案 20 Sen

N
09 醫學博士 藤原 九十郎 P. 72
都市の尿尿處分問題 20 Sen

N
10 池 田 宏 P. 18
都市行政のとして 後藤伯爵 をおも 10 Sen

N
11 谷 川 昇 P. 33
瓦斯事業市營買收論 10 Sen

N
12 池 田 宏 次田 大三郎 P. 51
大都市制度論 20 Sen

昭和六年四月十三日印刷
昭和六年四月十六日發行

定價二十錢

都市問題パンフレット第十四號

編輯者兼
發行者

財團法人
東京市政調査會

印刷者

東京市京橋區築地三丁目十五番地
北 村 恒 次

發行所

財團法人
東京市政調査會
東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印所刷印屋中

A decorative rectangular border with a repeating floral or geometric pattern surrounds the text in the top left corner.

OAZ

129